

岩手県企業局管理規程第11号

企業局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月30日

岩手県企業局長 森 達也

企業局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

企業局長が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成13年岩手県企業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(個人情報取扱事務登録簿に記載する事項)</p> <p>第2条 条例第3条第1項第9号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 個人情報が記録されている主な<u>公文書</u>の名称</p> <p>(個人情報開示請求書)</p> <p>第3条 条例第11条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 法定代理人が開示請求をする場合にあつては、当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年者又は成年被後見人の別</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(本人等であることの証明に必要な書類)</p> <p>第4条 条例第11条第2項（条例第26条第3項、第34条第2項、第42条第2項及び第44条第2項において準用する場合を含む。）の本人又はその<u>法定代理人</u>若しくは遺族であることを証明するために必要な書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>法定代理人</u>が請求をし、又は申出をする場合 当該<u>法定代理人</u>に係る前号に定める書類及び戸籍謄本、成年後見に係る登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類として別に定めるもの</p> <p>(3) [略]</p> | <p>(個人情報取扱事務登録簿に記載する事項)</p> <p>第2条 条例第3条第1項第9号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 個人情報が記録されている主な<u>行政文書</u>の名称</p> <p><u>(7) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号の収集の有無</u></p> <p>(個人情報開示請求書)</p> <p>第3条 条例第11条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「<u>代理人</u>」と総称する。）が開示請求をする場合にあつては、当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年者、<u>成年被後見人又は委任者の別</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(本人等であることの証明に必要な書類)</p> <p>第4条 条例第11条第2項（条例第26条第3項、第34条第2項、第42条第2項及び第44条第2項において準用する場合を含む。）の本人又はその<u>代理人</u>若しくは遺族であることを証明するために必要な書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>代理人</u>が請求をし、又は申出をする場合 当該<u>代理人</u>に係る前号に定める書類並びに法定代理人にあつては戸籍謄本、成年後見に係る登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類として別に定めるもの、<u>本人の委任による代理人にあつては本人の記名及び押印がある委任状（押印した印鑑に係る印鑑証明書（請求又は申出をする日の前3か月以内に作成されたものに限る。）が添付されているものに限る。）</u></p> <p>(3) [略]</p> |

2 開示請求をした法定代理人は、当該開示請求に係る個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を企業局長（条例第19条第1項の規定による通知があった場合にあっては、移送を受けた実施機関）に届け出なければならない。

3 [略]

（個人情報訂正請求書）

第12条 条例第26条第1項第4号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) [略]

(2) 法定代理人が訂正請求をする場合にあっては、当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年者又は成年被後見人の別

(3) [略]

2 [略]

（個人情報利用停止請求書）

第13条 条例第34条第1項第4号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) [略]

(2) 法定代理人が利用停止請求をする場合にあっては、当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年者又は成年被後見人の別

(3) [略]

2 [略]

（個人情報取扱是正申出書）

第14条 条例第42条第1項第4号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) [略]

(2) 法定代理人が是正申出をする場合にあっては、当該申出に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年者又は成年被後見人の別

(3) [略]

2 [略]

様式第1号（第3条関係）

[略]

| | |
|----------------------------------|--|
| 公文書の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項 | |
|----------------------------------|--|

[略]

2 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を企業局長（条例第19条第1項の規定による通知があった場合にあっては、移送を受けた実施機関）に届け出なければならない。

3 [略]

（個人情報訂正請求書）

第12条 条例第26条第1項第4号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) [略]

(2) 代理人が訂正請求をする場合にあっては、当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年者、成年被後見人又は委任者の別

(3) [略]

2 [略]

（個人情報利用停止請求書）

第13条 条例第34条第1項第4号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) [略]

(2) 代理人が利用停止請求をする場合にあっては、当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年者、成年被後見人又は委任者の別

(3) [略]

2 [略]

（個人情報取扱是正申出書）

第14条 条例第42条第1項第4号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) [略]

(2) 代理人が是正申出をする場合にあっては、当該申出に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年者、成年被後見人又は委任者の別

(3) [略]

2 [略]

様式第1号（第3条関係）

[略]

| | |
|-----------------------------------|--|
| 行政文書の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項 | |
|-----------------------------------|--|

[略]

| | | |
|--|-----------------------------------|-------------------------------|
| 個人情報の本人の状況等（ <u>法定代理人</u> 又は遺族による請求の場合に記載） | 本人の区分 （ <u>法定代理人</u> による請求の場合） | □未成年者（ 年 月 日生） □成年 被後見人 |
| | [略] | |

備考1・2 [略]

3 法定代理人又は遺族が請求する場合には、法定代理人又は遺族に係る備考2の書類のほか、その資格を証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。

4・5 [略]

[略]

| | |
|---------|---------------------------|
| [略] | |
| 請求資格の確認 | □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他（ ） |
| [略] | |

[略]

様式第2号（第12条関係）

[略]

| | | |
|--|-----------------------------------|-------------------------------|
| [略] | | |
| 個人情報の本人の状況等（ <u>法定代理人</u> 又は遺族による請求の場合に記載） | 本人の区分 （ <u>法定代理人</u> による請求の場合） | □未成年者（ 年 月 日生） □成年 被後見人 |
| | [略] | |

備考1～3 [略]

4 法定代理人又は遺族が請求する場合には、法定代理人又は遺族に係る備考3の書類のほか、その資格を証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。

5 [略]

[略]

| | |
|---------|---------------------------|
| [略] | |
| 請求資格の確認 | □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他（ ） |
| [略] | |

[略]

様式第3号（第13条関係）

| | | |
|--|---------------------------------|--|
| 個人情報の本人の状況等（ <u>代理人</u> 又は遺族による請求の場合に記載） | 本人の区分 （ <u>代理人</u> による請求の場合） | □未成年者（ 年 月 日生） □成年 被後見人 □ <u>委任者</u> （ 年 月 日生） |
| | [略] | |

備考1・2 [略]

3 代理人又は遺族が請求する場合には、代理人又は遺族に係る備考2の書類のほか、その資格を証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。

4・5 [略]

[略]

| | |
|---------|--|
| [略] | |
| 請求資格の確認 | □戸籍謄本 □登記事項証明書 □ <u>委任状・印鑑証明書</u> □その他 () |
| [略] | |

[略]

様式第2号（第12条関係）

[略]

| | | |
|--|---------------------------------|--|
| [略] | | |
| 個人情報の本人の状況等（ <u>代理人</u> 又は遺族による請求の場合に記載） | 本人の区分 （ <u>代理人</u> による請求の場合） | □未成年者（ 年 月 日生） □成年 被後見人 □ <u>委任者</u> （ 年 月 日生） |
| | [略] | |

備考1～3 [略]

4 代理人又は遺族が請求する場合には、代理人又は遺族に係る備考3の書類のほか、その資格を証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。

5 [略]

[略]

| | |
|---------|--|
| [略] | |
| 請求資格の確認 | □戸籍謄本 □登記事項証明書 □ <u>委任状・印鑑証明書</u> □その他 () |
| [略] | |

[略]

様式第3号（第13条関係）

[略]

個人情報保護条例第33条第1項(第2項)の規定に基づき、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

| | | |
|-----------------------------------|----------------------|--|
| [略] | | |
| 個人情報の本人の状況等(法定代理人又は遺族による請求の場合に記載) | 本人の区分(法定代理人による請求の場合) | <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 |
| [略] | | |

備考1・2 [略]

3 法定代理人又は遺族が請求する場合には、法定代理人又は遺族に係る備考2の書類のほか、その資格を証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。

4 [略]

[略]

| | |
|---------|---|
| [略] | |
| 請求資格の確認 | <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他() |
| [略] | |

[略]

様式第4号(第14条関係)

[略]

| | |
|-----------------------------------|--|
| 公文書の名称その他の是正申出に係る個人情報特定に足る事項 | |
| [略] | |
| 個人情報の本人の状況等(法定代理人又は遺族による申出の場合に記載) | 本人の区分(法定代理人による申出の場合) |
| | <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 |
| [略] | |

備考1・2 [略]

3 法定代理人又は遺族が申し出の場合には、法定代理人又は遺族に係る備考2の書類のほか、その資格を証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。

4 [略]

[略]

個人情報保護条例第33条第1項(第2項)の規定に基づき、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

| | | |
|---------------------------------|--------------------|--|
| [略] | | |
| 個人情報の本人の状況等(代理人又は遺族による請求の場合に記載) | 本人の区分(代理人による請求の場合) | <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 委任者(年 月 日生) |
| [略] | | |

備考1・2 [略]

3 代理人又は遺族が請求する場合には、代理人又は遺族に係る備考2の書類のほか、その資格を証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。

4 [略]

[略]

| | |
|---------|--|
| [略] | |
| 請求資格の確認 | <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状・印鑑証明書 <input type="checkbox"/> その他() |
| [略] | |

[略]

様式第4号(第14条関係)

[略]

| | |
|---------------------------------|--|
| 行政文書の名称その他の是正申出に係る個人情報特定に足る事項 | |
| [略] | |
| 個人情報の本人の状況等(代理人又は遺族による申出の場合に記載) | 本人の区分(代理人による申出の場合) |
| | <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 委任者(年 月 日生) |
| [略] | |

備考1・2 [略]

3 代理人又は遺族が申し出の場合には、代理人又は遺族に係る備考2の書類のほか、その資格を証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。

4 [略]

[略]

| | |
|---------|--|
| [略] | |
| 申出資格の確認 | <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 () |
| [略] | |

[略]

様式第5号(第15条関係)

[略]

| | | |
|-----------------------------------|--------------------------|---|
| [略] | | |
| 個人情報の本人の状況等(法定代理人又は遺族による申出の場合に記載) | 本人の区分 (法定代理人による申出の場合) | <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 [略] |

備考1・2 [略]

3 法定代理人又は遺族が申し出る場合には、法定代理人又は遺族に係る備考2の書類のほか、その資格を証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。

4 [略]

[略]

| | |
|---------|--|
| [略] | |
| 申出資格の確認 | <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 () |
| [略] | |

[略]

[略]

| | |
|---------|--|
| [略] | |
| 申出資格の確認 | <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状・印鑑証明書 <input type="checkbox"/> その他 () |
| [略] | |

[略]

様式第5号(第15条関係)

[略]

| | | |
|---------------------------------|------------------------|---|
| [略] | | |
| 個人情報の本人の状況等(代理人又は遺族による申出の場合に記載) | 本人の区分 (代理人による申出の場合) | <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 委任者(年 月 日生) [略] |

備考1・2 [略]

3 代理人又は遺族が申し出る場合には、代理人又は遺族に係る備考2の書類のほか、その資格を証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。

4 [略]

[略]

| | |
|---------|--|
| [略] | |
| 申出資格の確認 | <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状・印鑑証明書 <input type="checkbox"/> その他 () |
| [略] | |

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規程は、令和4年10月1日から施行する。
- この規程による改正後の企業局長が保有する個人情報の保護等に関する規程に定める様式は、この規程の施行の日以後に提出する請求書及び申出書について適用し、同日前に提出した請求書及び申出書については、なお従前の例による。